

広島県告示第三百三十五号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項第二号の規定によつて、第二種漁港横田漁港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、平成二十九年九月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所港湾課において縦覧に供する。

平成二十九年六月一日

横田漁港漁港管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 第二種漁港横田漁港放置等禁止区域

家廻・向地区

1 区域の範囲

基点一から基点七までの点を順次結んだ線及び最大高潮時の水際線により囲まれた区域

2 点の位置（基点の座標標示は、世界測地系による。）

- 基点一 北緯三四度二分〇〇秒一二、東経一三三度一七分一五秒七五の点
- 基点二 北緯三四度二分〇一秒四〇、東経一三三度一七分二一秒七七の点
- 基点三 北緯三四度二分〇一秒二八、東経一三三度一七分二五秒二一の点
- 基点四 北緯三四度二分一六秒三四、東経一三三度一七分一七秒四四の点
- 基点五 北緯三四度二分一五秒九四、東経一三三度一七分一六秒四二の点
- 基点六 北緯三四度二分一五秒七二、東経一三三度一七分一六秒三三の点
- 基点七 北緯三四度二分一五秒四三、東経一三三度一七分一五秒八〇の点

二 第二種漁港横田漁港放置等禁止物件

漁船を除く船舶